

## 利府町公衆無線LANサービス利用規約

### (目的)

第1条 本規約は、利府町（以下「本町」という。）が町民及び来庁者の利便性の向上を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス（以下「本サービス」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第2条 本規約でいう利用者とは、本サービスを利用する町民及び来庁者をいう。

### (サービスの内容)

第3条 利用者は、第6条に規定する本サービスの利用場所においてインターネットへの接続をすることができる。

- 2 本サービスによる接続可能時間は、1回の接続で最大60分とし、回数制限無しとする。
- 3 本サービスの利用料は無料とする。

### (利用条件)

第4条 本サービスの利用は、本規約に同意した個人に対して認めるものとする。

- 2 利用者は、本サービスの利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令を遵守しなければならない。
- 3 利用者は、本サービスの利用に際し、次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) Wi-Fi接続機能及びWebブラウザを搭載した通信機器
- (2) 前号の通信機器及びその付属機器等に供給する電源

- 4 本サービスを利用するための通信機器等の設定及び操作は利用者が行うものとする。
- 5 本サービスへ接続する通信機器のセキュリティ対策、有害サイトへのアクセス制限その他の必要な対策は、利用者が行うものとする。
- 6 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

### (利用手続き)

- 第5条 利用者は、この規約及び関係法令を遵守することに同意し、サービスを利用するものとし、本サービスの利用をもってこれらに同意したものとみ

なす。

(利用場所及び利用時間)

第6条 本サービスを利用することができる場所及び時間は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めた場合は、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

利用場所	利府町民交流館
利用時間	利府町民交流館の開館時間内

(禁止事項)

第7条 利用者は、本サービスを通じて次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他者の著作権、商標権等の知的財産権、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他者の財産やプライバシー若しくは肖像権等を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他者を不当に差別する行為又は不当な差別を助長する行為
- (4) 他者の名誉若しくは信用を毀損する行為
- (5) 他者を誹謗中傷する行為
- (6) 他者若しくは本町に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為
- (7) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (8) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (9) 性風俗、宗教及び政治に関する活動
- (10) ユーザID及びパスワードを不正に使用する行為
- (11) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて使用し、又は提供する行為
- (12) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメールを送信する行為
- (13) ファイル共有ソフト等を使用し大量のデータを送受信する行為
- (14) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し又は違反するおそれのある行為又は本町が不適切であると判断する行為

(サービスの中止)

第8条 本町は必要があると認める場合は、予告することなく本サービスの全部又は一部の提供を中止し、終了し、又は変更することができる。

2 本町は、利用者が本規約に定める内容に違反した場合は、その利用者による本サービスの利用を予告することなく停止することができるものとする。

(免責)

- 第9条 本町は、利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- 2 本サービスの提供に際し、コンピュータウイルス感染等による利用者の通信機器等の故障、データの破損又は漏洩その他本サービスの利用に関連して発生した利用者の損害について、本町は一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者が本サービスを通じてアップロード又はダウンロードした情報に関する連して発生した利用者の損害について、本町は一切責任を負わないものとする。
- 4 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由のいかんを問わず、当該利用者が費用を負担するものとする。
- 5 利用者が通信機器の構成及び設定その他の理由により本サービスを利用できない場合があっても、本町は一切責任を負わないものとする。
- 6 本町は利用者に対し本サービスを間断なく提供する義務を負うものではなく、本サービスが何らかの理由により利用できない場合があっても、そのことによって生じた利用者及び第三者の損害について一切責任を負わないものとする。
- 7 利用者が本サービスを利用したことにより本町、当該利用者本人又は第三者に生じた損害、その間に生じた紛争等について、当該利用者が全ての法的責任を負うものとし、本町は一切責任を負わないものとする。

(損害賠償)

- 第10条 利用者がこの規約に違反したことにより本町が損害を被った場合は、その損害を利用者は賠償しなければならない。

(規約の変更)

- 第11条 本町は利用者の承諾なしに、予告することなく本規約を変更することができるものとする。

附 則

この規約は、令和3年2月3日から施行する。